

【所属名 市民部福祉事務所】

【会議名 糸魚川市地域包括支援センター  
運営協議会】

開示  
一部開示 (理由:条例第 条第 号 該当)  
不開示  
時限不開示 (開示: 年 月 日)

## 会 議 録

市長	副市長	市民部長	所長	室長	次長	係長	記録

作成日 平成 29 年 4 月 5 日

日	平成 29 年 3 月 28 日 (火)	時間	14:00 ~ 15:10	場所	糸魚川市市民会館地階会議室
件名	糸魚川市地域包括支援センター運営協議会				
出席者	<p>【委員】13人 倉又孝好委員 (会長) 横澤陽子委員 (副会長) 竹内利之委員 森チエ子委員 倉又京子委員 相馬洋子委員 大縫陽子委員 大橋勇次委員 中村勝男委員 猪又好郎委員 松澤しのぶ委員 八木貞宏委員 田中昌美委員</p> <p>【事務局】4人 市民部 岩崎部長 福祉事務所 水嶋所長 高齢係 塚田係長 山岸保健専門員 飯田主査</p> <p>【関係者】1人 能生地域包括支援センター 吉川社会福祉士</p>				

### 会議要旨

#### 1 開会 (14:00)

※傍聴者なし

事務局 自己紹介と委員 15 名中 13 名の参加で協議会が成立していること、後日会議録を発言された委員の氏名を除いて市ホームページ上で公開する旨を述べる。資料の確認と訂正について。資料 1 の「地域包括支援センターの設置運営について」の受信者は都道府県、各指定都市介護保険主管部 (局) 長殿、中核市となり、発信者が厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長となる旨説明する。

事務局 自己紹介と会議の進行をつとめる旨を述べる。

## 2 市民部長あいさつ

事務局 本日は能生地域包括支援センターの保健師が、3月末で退職されることになった。その対応について関係者で協議してきた。その内容について、ご審議いただきたい。よろしくお願ひしたい。

## 3 会長あいさつ

会長 本日は通常の運営協議会ではなく、次第にもあるとおり、この内容について忌憚のない意見をいただき、よりよい方向づけができるようご協力をお願いしたい。

## 4 報告・協議事項

### (1) 平成 29 年度能生地域包括支援センターの職員体制の変更について

事務局 平成 29 年 3 月末で能生地域包括支援センターの保健師が退職し、代わりに地域看護の経験のある看護師が臨時的に雇用される件について、運営協議会のみなさまの承認を得たいという主旨で開催させていただいた。

詳細と経過について、資料 1、資料 2 次第の〈経過〉に沿って説明。

資料 1 について。資料下部の下線部分「常勤職員を配置することが著しく困難な場合にあつては、適切な業務遂行を確保できるかどうかについて運営協議会の判断を得た上で、経過的に、センター職員の一部を常勤換算方法により必要人員を確保することでも足りるものとする」とある。

資料 2 について。糸魚川市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例となっている。能生地域の第 1 号被保険者数、65 歳以上の方の人口は、平成 28 年 10 月時点で 3,399 人となっている。条例 3 条の規定により、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、またはその他それぞれの職種に準ずる者の 3 職種が必要となっている。

次第〈経過〉について。①から③について説明。保健師の人員確保が無く、社会福祉士と主任介護支援専門員の 2 名体制となると、条例の規定によるとおおむね 2,000 人未満の基準該当となり、能生地域の人口上の配置基準を満たさないこととなる。これを補うには、例えば能生地域の一部を他の 3 人体制の地域包括支援センターが担当する方法も考えられるが、業務の負担と人員不足の課題が残り、何より能生地域の住民のみなさんの混乱を招く事が考えられる。このため市としては、何とか 3 人体制を維持して欲しい旨依頼。2 月に市とおおさわの里施設長を交えて協議し、地域内の保健師、看護師に打診、その結果 3 月に経験のある看護職より臨時的雇用であれば従事可能との回答を得た。この体制で適切な業務遂行ができるかどうか、協議会の委員のみなさまに判断いただきたい。

関係者 経過を説明させていただきたい。保健師の退職の話が出たのは1月中旬頃で、センターとしては引き続き従事してもらえないか説得したが、本人の意志が固く3月末で退職となった。その後より元市職保健師、介護のために地域にいる保健師、職を求めている保健師に声をかけさせてもらった。結果的には、ご本人の体調やご家族の介護等の都合で断られた。1月25日付けでハローワークへも保健師の求人をだしている。3月31日までの求人となるが、4月以降も引き続き 求人をする予定である。外部で人材を探すのも難しい状況と判断し、おおさわの里施設長に在宅の経験もある看護師の配属も検討してもらおうよう、依頼した。市とも相談しながら話を進め、期間限定であればとのことで法人内の看護師から了解が得られた。3月14日にその看護師へ包括業務について説明を行った。業務に不安もあるようだが、慣れるまでは社会福祉士と主任介護支援専門員で補うこととし、本人より内諾ももらっている。4月1日付けで配属になる予定で、勤務形態は週4日、9時から3時までの5時間となっている。本人の経歴は、糸魚川総合病院外来、病棟の経験あり、退職後は健診の従事、デイサービスへの勤務、訪問看護の経験をしている。配属後は相談業務、看護職としての専門性の活用、高齢者のサロンへの支援も予定している。包括としては1週間のうち1日は看護職が不在の日が出てくるが、その場合は法人からの貸与する携帯電話を帯同し連絡が取れるような体制とする。また健康面での相談があった場合は、看護職ではないが今までの経験を生かし社会福祉士で対応したい。今後、能生包括の方向性としては、常勤の保健師または看護師の確保が当面の課題と思っている。今回配属される看護師の勤務は、常勤換算では不足することから引き続き法人でも看護師が確保できるよう働きかけていきたい。半年以内、長くても1年以内で課題が解決できるよう取り組みたい。このような状況になってしまい、地域住民の方には大変申し訳無く思っているが、能生地域包括支援センターを開設して6年、今まで築き上げた信頼関係をなくさないよう取り組みたい。

会 長 事務局からの説明が終了した。委員の皆さまからのご質問等あればいただきたい。

委 員 センターの仕事は大変きついと聞いている。退職の理由について、体調を理由にしていたと思うが、仕事が忙しくて体調を壊したのか。また通常であれば、非常勤雇用より常勤雇用の方を希望される方が多いと思われるが、なぜ非常勤での雇用なのか。

関係者 3月末で退職する保健師の退職理由は、他の勉強をしたいという理由で、体調面の問題では無い。またこれから雇用する看護師が非常勤の理由は、ご本人がご主人の扶養家族となっている関係で、ご本人より非常勤の希望が出ている。

委 員 現在能生に配属されている3名の方については、資料2第3条の(1)、(2)、(3)

の職種なのか。このうち（１）の保健師が退職するという事によろしいか。

関係者 そのとおり。

委員 資料１の下線部の「常勤換算方法」とはどのような事か。非常勤職員を２名雇用し、常勤職員１名分との理解でよろしいか。また非常勤で来ていただけるのはありがたいことだが、今回確保した非常勤の方で、常勤１名分の確保とみなすのか。

関係者 週４日の５時間勤務では、常勤職員と同様に考える事はできない。本来もう１人の職員が確保でき、２人で常勤１名分という考え方ができれば良いのだが、看護師不足の状況もあり、現段階では確保できていない。法人として、能生地域包括支援センターとして確保できるよう努めていかなくてはいけない。現段階で不足する看護師の勤務分については、他２名で補えば問題ないのではないかと考えている。

会長 市として、今の説明があった常勤換算方法で良いのか回答いただきたい。

事務局 計算上、常勤では１週間あたり４０時間の勤務となる。先程説明のあった臨時の職員については、週２０時間の勤務となるため、２０時間が不足する。この不足分について、能生包括とどのように対応するのか話し合った結果、現在配属されている常勤２名が超過勤務となるが対応することであり、合計で３名分の基準を満たしたいとのことであった。事務局としてもこれで３名分の基準を満たすということでは了承したいと考えている。

これはあくまでも経過措置であり、早急にもう１名を探していただくようお願いしているところである。現在、声をかけている方がおり、その方自身の体調について４月になれば目処もたつという状況が不確定ながらある。現在配属されている２名に過剰な負担をかけるわけにはいかないため、この状況はあくまでも経過措置で１・２か月程度と考えている。

会長 国が示す「常勤換算方法」については、係長の説明で良いのか。

事務局 先程の説明のとおり、非常勤の方の不足分を常勤の職員で補うという形をとる。しかしこれは本来の姿ではなく、対応を急がなくてはならならず、この暫定的な形でのりきらせていただきたいというお願いである。

委員 委員が確認したのは、２０時間の非常勤職員２名でも常勤換算として可能なのかどうかではないか。

事務局 今回のお願いは常勤職員で補う形であるが、20時間の非常勤2名でも可能である。

事務局 国より示されているQ&Aにもあり、委員が言われたように、複数の非常勤職員で補うことは可能との回答がある。

会長 そのような考え方の中、今回の体制は不足分を常勤職員で補うということではよろしいか。

事務局 よろしい。

委員 3点確認したい。1点目、今回退職するのは保健師であるが、配属されるのは看護師であり、職種が異なるがそれで良いのか。2点目、配属される方の身分は市職員になるのか。3点目、臨時で来られるということだが困っているから期間限定で来るが近いうちに辞められる方なのか。

事務局 1、2点目については事務局から回答させていただく。1点目、職種について、厚生労働省から出されている地域包括支援センターの設置、運営についてという文書では、看護師でも可能との記載がある。2点目の身分については、今回は市の職員ではなくおおさわの里系列の職員となる。

関係者 3点目について、新しい常勤の職員が見つかったら今までのおおさわの里に戻る事となる。仕事をやめるわけではない。

委員 非常勤の方が勤務できない残りの20時間を、保健師、看護師資格の無い常勤の2名で補うことが可能なのか。

事務局 業務上は保健師、看護師の国家資格を持った職員が対応するべきなので、全く同じ仕事を常勤の2名が行うことはできない。先程説明したとおり、すぐに連絡がとれる体制をとってもらうので看護師の指示が必要な場合は、連絡を取り指示を仰ぎ、その指示に従い常勤の2名が動くことになる。非常勤看護師が不在の20時間について、常勤看護職がいる対応と全く同様の動きはできないが、そのような対応をとっていただく。また包括業務としては無いが、市福祉事務所の保健師や健康増進課にも保健師がいるので、どうしても看護職の判断が必要な場合は、市の保健師として補っていけるよう動きたいと考えているので、ご理解いただきたい。

委員 市内どこでも開催されていると思うが、十数カ所の能生地域のサロンに今回退職される保健師によく参加いただき、高齢者に分かりやすくお話いただくことも多かった。サロンの中で、時事問題や保健衛生に関する、インフルエンザや熱中症、

口腔衛生などの指導について実施していただいていた。今度来られる看護師も知識はお持ちなのでお話いただくことは可能と思われるが、不足する 20 時間分のサロンの部分について常勤職員で対応いただくのは難しいのではないかと心配している。今後能生地域のサロンがそのような計画をしても、対応いただけない状況が増えるのではないかと心配している。また今度来られる非常勤の職員に時間的制約があるのであれば、電話対応はできてもそこで追加で従事した分は他で削らないといけないのではないかと。いずれにしても早急に有資格者を配置いただくことが重要である。

事務局 健康増進課保健師でも出前講座として、地区に出向いて指導を行っている。能生包括で対応できない部分については、こちらでも対応させていただきたい。

委員 3人の職員体制が必要なところ、2.5人で対応するのは正常ではないので、解消しようと努力してもらえるのか。

関係者 当面、早急に常勤職員の確保に向けて動くつもりである。当方もこの状態で何年も継続しようと考えているわけではない。

委員 人を探すときは、なるべくチャンネルを増やしたほうが良い。提案になるが、ハローワークに頼るだけではなく、文書を配ったり人伝でも声を掛けるなど、様々なものを活用していただきたい。

事務局 専門職を確保する場合は、ハローワークに頼るだけでは難しい事は承知している。市で有職者を探す場合も人伝に探すことが多い。ただいまのご意見を参考にさせていただきながら対応させていただく。

委員 2.5人体制で、今までと同様の業務を行っていくことは大変と思う。市の保健師が、能生包括に協力できないのか。

事務局 協力体制に関して、高齢系では保健師が3名いるが、この人数で全市を対象に活動しているため、余裕は無いのが現状である。ただ、こういった緊急事態ではあるので看護職としての判断が必要な場合は、全体のバランスの中で協力する予定である。しかし、包括業務の中のこの業務を担当するというような形での協力はできない。また健康増進課の保健師も地域活動の中で、疾病の予防等の面で関わっていくことは可能である。

委員 常勤職員が見つかった場合、今回来ていただく非常勤の方には退職いただくのか。

関係者 常勤の保健師または看護師がいた場合は、特別擁護老人ホーム おおさわの里に移動することになる。特養の看護師も不足している。

会 長 他にご質問はないか。

委 員 了承するにしても、条件を付けることは可能か。

会 長 可能であり、条件を付けたいと考えている。

委 員 正常な3人体制に早期に戻す努力をするということを条件に入れていただきたい。

会 長 条件付きで了承いただけるとのご意見があったが、他の委員の方はどうか。ご意見いただきたい。

委 員 委員の意見のように、了承されたからとこのままの体制をいつまでも続けていただきたいくない。何かあった時によろしくないので、例えば期間を6か月と切ってもらいたい。6か月で決まらなければ、運協を開催し更に期間を延ばす等対応してはどうか。

会 長 期間を区切るというご意見があったがどうか。

副 会 長 人が1名不足する部分を、残った職員で補うということは、とても大変なことである。今回の件はやむをえない状況なので、期間をきちんと決めて対応いただきたい。今後、専門職に勤務していただくことが難しいという現状を把握いただき、同様の案件が今後起こった場合のどう考えていくのか視野に入れて検討いただきたい。

事 務 局 市内に5か所地域包括支援センターがあるが、5か所がそのまま5か所で存続できるのか、機能がそのまま維持できるのかなど、あり方自体を考えていかななくてはいけないと考えている。29年度は介護保険の計画や高齢者の福祉計画を検討する年度となっているので、こういったことも含めて検討していかななくてはいけないと考える。

事 務 局 半年や1年と期間を区切っていただき、例年6月頃に実施させていただく介護保険運営協議会などで報告できればと考える。

委 員 今回の募集は市内在住の必要はあるのか。

関 係 者 現在の職員でも上越より勤務しており、市内在住でなくても良い。

委員 内諾得た看護師の身分は包括支援センターの職員とのことだったが、包括支援センターと市の管理監督の関係について確認させていただきたい。能生包括支援センターが中心となって、常勤で勤務いただける方を探していくとのことであったが、全てを能生包括支援センターに任せるのではなく、最終的には市本体でも期間内に解決できるよう探していただくという了解をいただきたい。市が最終的には責任を持って人員を確保できるよう対応いただきたい。今までの話の経過だと、専門職の協力体制はあるが、人材確保は能生包括支援センターに任せるという印象である。

事務局 能生包括支援センターの福祉法人の組織の中では大きい意味で人材もあると考えているので、その中でも調整いただくことは必要と考えている。当面の課題としてサロンなどの市保健師の活用は、能生包括の負担を軽減するという意味でも協力していきたい。

事務局 関係性という点では、包括支援センターについては市が委託をしている形である。能生包括支援センターは能生名立福祉会に委託をしている。したがって最終的な責任は市にある。

事務局 保健師の確保という点については、市保健師に情報を伝え声かけを行っているが、今のところ見つかっていないのが現状である。看護師のネットワークも活用していることを付け加えさせていただきたい。

会長 意見が出されたようなので、意見をとりまとめさせていただきたい。経過的な措置として、運協で承認したい。積極的な承認ではなく、やむを得ない状況のため条件付きで承認するという事で承認したい。条件としては早急に人材を確保すること、期限としては半年とし、半年後に状況が変わっていなければ、また同じような話が出てくるかもしれないが、半年で区切ることにする。このような承認でいかがか。また困ったらすぐに市へ相談すること、市へ丸投げするのではなく自分たちでも人材確保に努めること、市も協力して人材確保に動いてもらうということはいかがか。これは条件ではなく当然のことである。

全委員 承認する

委員 現在は、特に今人材を募集するのが難しい時代と思う。縦割行政の弊害というが、専門職の人材確保が困難な状況を市全体で情報を共有することなどの方法も考えていただきたい。できるだけ縦割り行政の弊害をなくすよう努力いただきたい。

会長 当然の話と思う。

事務局 糸魚川市全体として保健師、看護師、介護福祉士などの人材が不足していることから、就学資金の制度を作っている。この制度を利用いただくためにも、親に理解し活用してもらうことが必要である。市職員にも周知し、危機感を持って対応しているところである。

会長 庁舎内はLANがあるので、職員ひとり一人への周知は容易にできるようになっている。徹底していただきたい。

事務局 人材確保については、今まではUターンのイメージで取り組んできていたが、それではだめなのでIターンも含め広く関係する学校等へも働き賭をしていかななくてはいけないと考えている。市外から糸魚川へ来ていただくようにしないといけない。

会長 審議はこれで終了とさせていただきます。

## (2) その他意見交換

会長 次第(2)のその他に移るが、今回事務局は包括支援センターの件で来ているので、他のことではお答えできない部分もあるかと思うので、包括支援センター関係で何かあったらご意見いただきたい。

委員 関係の無い質問になるかもしれないが、認知症は介護1から5に該当するのか。

事務局 認知症があるからといって直ちに介護1から5該当するわけではない。介護保険の介護度については、どのくらい介護が必要かで判定している。現在は認知症もかなり広い範囲で、認知症という診断がつくようになっており、認知症の始まり、初期のMCIの診断もつくようになってきている。このような方は、まだ日常生活に支障が出る前の方なので介護度がつかないことが多い。したがって認知症のレベルと介護度の判定はイコールでは無い。

委員 認知症で目が離せない、常時誰か付き添っていないと危険があるような方については、要介護3等がつくのか。

事務局 介護3がつくかどうかは定かではないが、体の動きと、認知症の程度を組み合わせで判定している。認知症があり徘徊する方でも体の動きに問題がない方で介護度が要介護2の方がいた。認知症の程度のみの判断ではない。

事務局 新年度事業の宣伝になるが、認知症について、原因によっては早くわかれば医療

つながり対応も可になることがあることから、各公民館に簡易で検査できる機材を設置することになった。併せて勉強会も実施する予定にしている。お近くで開催の際はぜひご参加いただきたい。

会 長 以上で（２）のその他意見交換を終了させていただきたい。今日はお忙しいところ臨時の協議会にお集まりいただきありがとうございました。

## 5 閉会

事 務 局 これで平成２８年度糸魚川市地域包括支援センター運営協議会を終了します。